

下森議員（自民議連）

令和5年2月9日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）官製談合防止法違反事案を踏まえた教育委員会における取組について

1点目は、調査費用は約1,000万円と記者会見で説明されていたが、最終的な額が約3倍にも膨れ上がっている。なぜここまで膨れ上がり、高額となったのか、また、その予算は、そもそもどのように確保されていたのか、伺う。

2点目は、金額が約3,000万円になっていることは、議会に情報提供すべきであったと思うが、なぜ提供がなかったのか、伺う。

3点目は、教育委員会の職務遂行上の法令違反の有無を調査する経費として、約3,000万円という額は、県民感覚からすると高額過ぎると思うが、この契約の内容自体に問題はなかったのか、また、この契約を調査の途中で見直す考えはなかったのか、伺う。

（答）

3点お尋ねがございましたので、1点ずつお答えいたします。

まず、調査に係る金額及び予算についてでございます。

弁護士により実施した調査は、独立した第三者的な立場で行うため、教育委員会が弁護士に対して指揮命令権を有さず、調査の手法や範囲等についても、弁護士の指示に従い、実施してまいりました。

私が結果を知ったのも、11月30日の夜中に報告書が届き、12月1日の朝でございます。

調査を進めていく中で、関係者に対するヒアリング回数の増加やメールの確認範囲の追加が生じるなど、想定をはるかに超えた業務量となったと聞いております。

そのような状況の中で、弁護士においても、土日も確認作業や報告書作成を行うなど、調査に相当な時間を要したことから、先程、御説明申し上げた金額の支払を行ったところでございます。

予算につきましては、もともと予算計上していた弁護士等に相談するための事業に加えて、教育委員会事務局における執行残により、必要と見込まれる経費を確保したところでございます。

次に、説明責任についてでございます。

今回の調査につきましては、時間単価による契約としており、掛かった時

間に応じて報酬を支払うタイムチャージ方式により実施いたしました。

加えて、先程も御説明申し上げたとおり、調査に当たっては、独立した第三者的な立場で行うため、教育委員会が指揮命令権を有さない形で、実施いたしました。

こうしたことから、最終的な額の確定が1月下旬となったもので、私自身、最終的な金額を知ったのもこの時点でございます。

次に、調査や経費に係る認識についてでございます。

今回の調査は、官製談合防止法についての法的評価を行う極めて専門性の高い調査と認識しております。

この調査の実施を検討する過程で、

- ・ 実施する場合には、第三者的な立場で、徹底した調査を行うことが必要となり、相当高額になることも想定される
- ・ 一方、経費を制限することで、弁護士による調査を制約することになりかねない、

といった観点から議論を重ねて、行政として、正しく法的評価をする責任があることから、実施を決定したところでございます。

結果として、この調査におきましては、徹底的な事実確認を行う必要があり、弁護士の専門的な知見を用いて、膨大な資料の確認と多くの職員からのヒアリングを行い、事実確認を行いました。

また、官製談合防止法の法的評価を行うことは、緻密な事実確認を要するため、非常に困難な作業であり、法的な整理を明らかにするためにも、この方法を探らせていただいたところでございます。

なお、手法を途中で見直すことについては、疑念の生じた案件について、徹底した解明を図るため、必要な資料の収集やヒアリング等をすべて完了させる必要があり、手法を途中で見直すことは困難であったと考えております。